

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月1日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 特例政令第2条第4号に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略) (適用範囲) 第3条 この規程は、特定調達契約に関する事務について適用する。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略) (適用範囲) 第3条 この規程は、特定調達契約に関する事務について適用する。ただし、 <u>電気事業に係る調達契約については適用しない。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。